

## スマホとマイナンバーカードで e-Tax

国税庁ホームページの令和元年分の確定申告書等作成コーナーでは、令和2年1月31日からスマートフォンなどからマイナンバーカードを利用した e-Tax 送信のサービスが開始されています。

令和元年分の所得税の確定申告書作成コーナーは、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、平成30年分に比べてスマホ専用画面を利用できる範囲が広がっています。

### 【スマホ専用画面の利用対象者等】

| 項目   | 平成30年分         | 令和元年分  |
|------|----------------|--|
| 収入   | 給与所得（年末調整済1か所） | 給与所得（年末調整済1か所、年末調整未済、2か所以上に対応） 公的年金等、その他雑所得、一時所得 |
| 所得控除 | 医療費控除、寄附金控除    | 全ての所得控除  |
| 税額控除 | 政党等寄附金等特別控除    | 政党等寄附金等特別控除、災害減免額                                |
| その他  |                | 予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書（案内のみ）                 |

※ スマホ専用画面は、令和元年分のみ利用となります。

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は e-Tax で送信できます。

また、マイナンバーカード対応のスマートフォンがない場合でも、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載された ID・パスワードがあれば、e-Tax で送信できます。

「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望の場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類を持参の上、税務署へ行く必要があります。